

# 加古川市中学校給食検討委員会

## 報 告 書

平成 24 年 3 月

## — 目 次 —

1. はじめに	1
2. 中学生の食の現状と課題	
(1) 食育の推進と学校給食	
① 食育基本法の制定	2
② 学校給食法の改正	2
(2) 中学校給食の実施状況	
① 全国における中学校給食の実施状況	3
② 兵庫県における中学校給食の実施状況	3
(3) 中学生の食の実態と課題	
① アンケート調査の結果より	4
② 志方中学校でのアンケート調査の結果より	6
③ 中学校における「パン販売」の状況	7
④ 「中学校昼食サポート事業」の利用状況	7
3. 中学校給食の検討	
(1) 「家庭弁当」と「学校給食」の意義と課題	
① 家庭弁当の意義と課題	8
② 学校給食の意義と課題	9
(2) 中学校における給食実施上の課題	
① 中学校給食の実施方法	11
② 中学校給食実施校への視察	14
③ 中学校給食実施上の課題	16
4. 提言	19
5. おわりに	20
〔資料編〕	
資料1 加古川市中学校給食検討委員会設置要綱	21
資料2 加古川市中学校給食検討委員会委員名簿	22
資料3 加古川市中学校給食検討委員会開催経過	23
資料4 中学校給食実施校視察記録	24
資料5 中学生の昼食等に関するアンケート調査結果	28
資料6 食育基本法	34

## 1. はじめに

子どもたちが健全な身体と豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、「食」が基本となる。特に、成長期にある中学生には、望ましい食習慣を身につけることや、栄養バランスに配慮した食事を摂ることが求められている。

しかしながら、核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化により、毎日の「食」の大切さは忘れがちになり、ファストフード、コンビニエンスストア等の進出とともに、偏った栄養摂取、不規則な食事による肥満の増加や生活リズムの乱れも問題となっている。また、朝食欠食率の増加や子どもだけで食事を摂る「孤食」など、「食」の新たな問題も指摘されているところである。

加古川市の中学校における昼食については、合併前より給食を実施している志方中学校を除き、「家庭弁当」の持参を基本としてきたところである。

平成14年には、加古川市政策推進会議の決定により、庁内委員で構成する「加古川市中学校給食調査委員会」を設置し、中学校給食についての調査、検討を行った。ここでの検討を踏まえ、平成15年10月から12月にかけて「給食形式」の弁当の試行を、平成16年1月から平成17年3月には日替わり弁当とカレーまたは丼物の「ランチサービス形式」の試行を一部の中学校で行った。

試行も踏まえた当時の検討結果は、「中学校の昼食は家庭からの弁当持参を基本」とするものであり、平成17年6月から、弁当を持参できない場合の補助的な制度として「昼食サポート事業」による弁当の斡旋を市内11中学校で開始し、現在に至っている。

その後、これまで中学校給食を実施していなかった全国の自治体において、給食を実施する動きが見られ、加古川市においても保護者から給食を望む声が多く聞かれるようになった。このような中、加古川市の中学校における昼食について、現状を検証するとともに望ましいあり方を検討するため、平成22年4月に庁内委員10名で構成する「加古川市中学校昼食検討委員会」を設置した。

中学校昼食検討委員会では、他市における中学校給食実施状況や実施方式、経費等を調査するとともに、市内中学生の昼食等に関するアンケート調査を実施し、中学生の昼食についての基礎資料の収集と検討を行った。

平成23年度は、庁外からの委員も含めた「加古川市中学校給食検討委員会」を設置し、昨年度の調査結果等を基礎資料とし、加古川市の中学校における望ましい昼食のあり方について検討し、提言として教育委員会に提出するものである。

※ 以降この報告書において「検討委員会」と標記するものは、「加古川市中学校給食検討委員会」を意味する。

## 2. 中学生の食の現状と課題

### (1) 食育の推進と学校給食

#### ① 食育基本法の制定

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることから重要である。

平成17年6月に「食育基本法」が施行され、第20条に地方公共団体の役割のひとつとして「地域の特色を生かした学校給食等の実施」が取りあげられ、学校給食と地産地消、地域食文化の維持・促進を併せて推進することなどが掲げられている。これを受けた国の食育推進基本計画では、「学校給食の充実」として、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、学校給食が「生きた教材」として活用されるように取り組むこととされている。(P34 「食育基本法」参照)

#### ② 学校給食法の改正

食育基本法の制定を受けて、平成20年6月に学校給食法が改正され、学校給食の主な目的が、それまでの「栄養改善」から、食の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ「食育」へと方針転換された。

給食は、教科外の「特別活動」とされ、子どもたちの栄養補給の場として捉えられていたが、近年の子どもたちの食の環境の変化に伴い、学校給食を通してより食育を推進していくことが重要とされた。ついては、これまでの食育に加え、生産者や生産過程、流通や食文化を学ぶ場として活用することや伝統文化や地産地消などの観点から、地元で昔から使われる食材を給食に活用し、生産者との交流や生産現場での体験を通じて感謝の気持ちや郷土への愛着を育てることも明確に位置づけられた。(P9 [学校給食の目標] 参照)

このように、子どもたちに対する食育の中で、「学校給食」は一つの大きな柱として位置づけられている。一方で、食育における「家庭」の果たす役割も重要であり、保護者が家庭において、積極的に子どもたちの食育の推進に関する活動に取り組むことが求められている。

こうした流れの中で、子どもたちの心身の健全な発達のためにも、食育における「学校給食」と「家庭」の果たす役割と意義について、改めて考える必要がある。

## (2) 中学校給食の実施状況

### ① 全国における中学校給食の実施状況

文部科学省が、平成21年度（5月1日現在）に実施した「学校給食実施状況等調査」によると、主食（ごはん又はパン）とおかず、牛乳が揃う「完全給食」を実施している公立中学校の割合（学校数）は、81.6%で、前年度の80.9%と比較して0.7%の伸びとなっている。公立小学校のほとんどが、完全給食を実施しているのに対し、公立中学校での給食実施率は約8割となっている。

都道府県別に見ると、千葉県、富山県、愛知県の3県において実施率が100%である一方、大阪府は7.7%、神奈川県は16.1%とかなりの地域差が見られ、特に近畿圏において実施率が低い傾向がある。

また、実施率が全国で最も低い大阪府においては、市町村に対する補助制度を設けることにより中学校給食を推進しようとするなど、これまで中学校給食未実施の自治体において導入の動きが見られる。

〔※ 平成22年度 学校給食実施状況等調査は、平成24年10月公表予定〕

### ② 兵庫県における中学校給食の実施状況

兵庫県の公立中学校における完全給食の実施状況を見ると、平成22年度（5月1日現在）で、354校中189校で実施されており、実施率は53.4%である。しかし、給食の対象となっている中学校の生徒は146,115人中51,578人、割合は35.3%と、全国平均（約75%）と比較してもかなり低い状況である。

兵庫県内の地区別の状況（学校数）では、丹波地区と但馬地区が100%、播磨西地区が95.8%である一方、神戸市は2.4%、播磨東地区は39.3%と、兵庫県内においても大きな地域差が見られる。

播磨東地区においては、統計調査の後、平成23年1月から新たに播磨町で完全給食を開始しているほか、明石市が平成27年度からの中学校給食実施を目指している。また、高砂市、稲美町においても、平成24年度に中学校給食に関する検討委員会を設置する予定である。

〔※ 平成23年度 兵庫県の学校給食の現況は、平成24度初旬に公表予定〕

#### 【参考】 学校給食の区分

学校給食法施行規則において、学校給食の区分は次のとおり定められている。

- ・完全給食：給食内容が主食（パン又は米飯）、おかず及び牛乳である給食
- ・補食給食：完全給食以外の給食で、給食内容がおかず及び牛乳等である給食
- ・ミルク給食：給食内容が牛乳のみである給食

※ 以降この報告書において「給食」と標記するものは、「完全給食」を意味する。

### (3) 中学生の食の実態と課題

#### ① アンケート調査の結果より

平成22年9月に、「加古川市中学校昼食検討委員会」により、志方中学校を除く市内11中学校の生徒、保護者、教職員に対し、食生活の実態や昼食に関する意識についてのアンケート調査を実施した。(全対象者より37%程度を抽出して実施し、対象は、生徒2,947人、保護者2,947人、教職員148人)

以下、アンケート調査の主な結果は次のとおりである。

(P28 「中学生の昼食等に関するアンケート調査結果」参照)

#### 〔日常の食生活について〕

生徒の日常の食生活の実態を把握するため、朝食、昼食、夕食をどの程度食べているかを質問した。

回答の結果、週1回以上欠食している生徒は、朝食が19.2%、昼食は6.6%、夕食は2.3%であった。それぞれの食事を「食べない理由」は、いずれも「食欲がない」「食べる時間がない」という回答が上位であった。また、食事の内容を「いつもバランスよく食べている」と回答した生徒は、朝食が37.2%、昼食が62.0%、夕食が85.1%であった。

これらの結果から、中学生の食生活においては、昼食よりも朝食の摂取に課題があることがうかがえる。

子どもの朝食の欠食は、就寝時間が遅く夜型の生活リズムになっていることや、保護者の朝食欠食などが原因とされている。朝食を欠食すると、体温が上がらず活動能力が落ちるため、疲れやすく、下痢や頭痛などの健康不良を訴える場合が多い。また、授業に集中できず学習能力が低下し、さらに意欲の低下や、イライラ感を覚える者が多くなるなど、精神面からも悪影響を及ぼすと指摘されている。

このような食生活の乱れは、肥満や脂質異常などの生活習慣病を引き起こす一因にもなっているため、生活リズムを整え朝食をしっかりと食べるという習慣を家庭で確立することが重要である。

#### 〔中学生の昼食の状況について〕

生徒の昼食の状況を把握するため、保護者に「子どもに週何回家庭弁当を持たせているか」を質問した。「毎日」と回答した保護者が90.1%、「週に4日以上」を含めると98.2%となり、本市の中学生の昼食には家庭弁当が定着している。

ただし、「持たせない」を含め、0.6%は「週に2日以下」であることも、軽視できない結果である。

また、生徒に対する「家庭弁当を持っていかない日は何を主に食べているか」との設問には、「学校で売っているパン類」が57.0%で、「コンビニ等のパン類」の25.8%を含めると82.8%となり、弁当のない日の昼食はパンを食べている生徒が多いことがわかる。

### 〔昼食の希望について〕

アンケート調査の「中学校での昼食として、食べたい、または食べさせたいもの」という質問への回答結果は、生徒の約6割と教職員の約7割が「家庭弁当」を希望し、逆に保護者は約7割が「学校給食」を希望しているという結果になった。

検討委員会では、アンケート結果において子どもが弁当を希望する理由に「好きなものを入れてもらえるから」や「食べなれた味付けだから」、「嫌いなものを食べずに済むから」との回答が多いことにも着目した。子どもは好きなものを食べたがり、保護者も子どもが弁当を残さないよう「子どもの好きなもの」を弁当に入れるようになるので、弁当の栄養は偏っている場合も多く見られる。中学生の年齢は、好き嫌いが多くなる年代でもあり、このような理由で『子どもは弁当を希望している』ととらえていいのかは疑問が残るという意見も出された。

保護者が「学校給食」を選んだ理由としては、「栄養バランスがよいから」や「献立に変化がある」、「温かい食事が食べられる」、「家庭の弁当作りの負担が減る」等の回答が多数を占めた。

検討委員会では、「給食が実施された場合、保護者の率直な感想は『楽になる』というのが一番だと思う」という意見や、「保護者は小学校時の給食の献立を見ており、毎日の家庭弁当に給食のように栄養バランスの取れた内容を入れることはできないと感じている」という意見があった。

一方で、「給食実施により弁当を作らなくなることは、『親としての仕事』を一つなくすことになるのではないか」といった、弁当による家庭のつながりを重視すべきとの意見も出された。

### 〔家庭弁当と学校給食に対する意識〕

アンケート調査では、「家庭弁当」及び「学校給食」に対する意識についても質問している。

#### （家庭弁当について）

家庭弁当の良いと思われる点については、「子どもの好みや体調に合わせて、内容や量を調節できること」や「子どもが家庭のぬくもりを感じることができること」という設問について、生徒、保護者、教職員すべてで『そう思う』と回答した割合が多く、家庭弁当が親子のふれあいに貢献していると考えられる。また、弁当を残している量によって、子どもの体調把握ができるなど、弁当が家庭での健康管理にも活用されているともいえる。

家庭弁当の課題と思われる点として、生徒、保護者、教職員のすべてが「日々の弁当作りが保護者の大きな負担になっていること」を感じている。

また、保護者は「夏季は傷みやすいなどの品質管理の大変さ」や「栄養バランスの偏り」など、弁当の安全・衛生面及び栄養面について不安を感じているという結果になった。

### (学校給食について)

学校給食の良いと思われる点については、「食材・調理の衛生管理がよく、安全安心な昼食であること」や「献立が変化に富み、バランスよく食べることができること」など、給食には家庭弁当において課題とされた安全・衛生面及び栄養面についての期待が大きい。

学校給食の課題と思われる点については、「給食の準備や後片付けの時間で、学校活動に影響が出る」や「子どもの適量に合わせた食事ができない」や「食べ残し(残菜)が増える」などの設問について、生徒と教師は「そう思う」の回答が多かったが、保護者はそう思わないとの回答が多く、考えの相違が見られた。

## ② 志方中学校でのアンケート調査の結果より

検討委員会では、昨年度実施した給食未実施の中学校11校(以下「全市」)へのアンケート調査の結果を参考資料としていたが、給食実施校である志方中学校における意識調査も参考とすべきとの意見が出された。

そこで、平成24年1月に、志方中学校の生徒、保護者、教職員に対し、昨年度と同じ「食生活の実態や昼食に関する意識」についてのアンケート調査を実施し、それぞれの設問に対する回答の割合で全市の結果と比較した。

(対象は、生徒299人、保護者241人、教職員24人)

アンケート調査の結果について、「日ごろの食生活」に関する回答については、志方中も全市分との大差はなかった。

回答結果で最も注目すべき点は、「中学校での昼食として、食べたい、または食べさせたいもの」に関する設問で、全市の回答では生徒と教職員が『弁当』を希望し保護者は『給食』を希望という結果だったのが、志方中では生徒、保護者、教職員すべてが『給食』を希望するという結果であったことである。

検討委員会においても、この結果について考察したが、「現在給食があるので、保護者にとって弁当を作る負担感が大きい。」ということや「保護者は日頃の給食の献立表を見ているので、同じような内容で栄養バランスのとれた弁当を作ることはできないと感じているのではないか。」という意見が出された。

また、給食を実施した場合に負担が増えることが予想される教職員も、志方中では給食を希望しているという結果になった。この結果について、志方中学校においては、教職員が給食指導を通じた生徒指導について手ごたえを感じている結果ではないかと考えられる。

(P28 「中学生の昼食等に関するアンケート調査結果」参照)



### ③ 中学校における「パン販売」の状況

現在、志方中学校を除く市内11中学校のうち、8校において校内でパン等の販売が行われている。販売は、市内の事業者が行っており、販売しているものは、菓子パン、調理パン、おにぎり、乳飲料等である。販売方法は、自由販売のほか、あらかじめ2～3個のセット販売となっている中学校もある。

パン販売の利用状況は、毎日30人程度（約5～6%）の生徒が利用している中学校が多いが、利用者の多い中学校では、毎日100人以上（10%以上）がパン販売を利用しており、時期によってはさらに利用が増える状況である。

昼食として食べるパンについて、大人は「調理パン」を想像するが、子どもは「甘いパン」を好む傾向がある。家庭からの弁当のない日の昼食に、パンを希望する生徒が多いのも、おやつ感覚の甘い菓子パンを食べることができるのが理由だと思われる。

しかしながら、菓子パンと清涼飲料水だけの昼食では栄養バランスも悪く、糖分や脂質のとり過ぎになり、生徒の健康面、学習面への影響も懸念されるところである。

### ④ 「中学校昼食サポート事業」の利用状況

加古川市では、平成17年6月より、弁当を持参できない生徒への補完的な事業として、業者の弁当を斡旋する「中学校昼食サポート事業」を実施している。

しかし、「中学校昼食サポート事業」の利用率は、非常に低い状況が続いており、各中学校で毎日数人程度の利用しかなく、ほとんど利用のない中学校もある。

利用低迷の理由としては、保護者が家庭弁当を持参させない日の昼食の選択を生徒にまかせており、「生徒が家庭弁当のない日はパンを選ぶこと」、「弁当のメニューや味付けが中学生好みではないこと」といった嗜好の問題が挙げられる。

また、「弁当の注文や受取・返却などの利用方法に煩わしさを感じていること」や「配膳室まで弁当を取りに行く必要があるため、食べ始めが遅れること」など、生徒が他の生徒と違った行動をとるのを嫌がる傾向があることも、利用低迷の理由として挙げられる。

教育委員会としては、家庭事情により弁当を持参できない生徒に対して、パンだけの昼食と比較すると少しでもバランスのよい昼食をとる機会を提供するため、本事業を実施しているところである。

これまで利用方法の簡素化にも努めてきたが、昼食サポート事業の弁当を安全に提供できる環境は必要であり、上記のような中学生の嗜好や行動特性の問題から、利用率の大幅な向上は厳しいと思われる。

なお、「中学校昼食サポート事業」の状況については、後に中学校給食の利用方法を検討する際の参考になるものとする。

### 3. 中学校給食の検討

#### (1) 「家庭弁当」と「学校給食」の意義と課題

検討委員会では、前述のアンケート結果や昼食の現状を踏まえ、成長期の中学生にとって望ましい昼食のあり方について検討を進めてきた。

これに加え、国の「食育推進基本計画」にも掲げられている、子どもの頃に身についた食習慣の重要性や、栄養の偏りや食習慣の乱れなども踏まえ、「家庭弁当」と「学校給食」の意義と課題について多角的に議論した。

##### ① 家庭弁当の意義と課題

食生活の中心が家庭にあり、保護者が子どもの健康や成長を考えて食事や弁当を作ることは、大変意義のあることである。昨年度実施したアンケート結果から、本市の中学生の昼食には家庭弁当が定着しており、98%以上の家庭で週に4日以上は弁当を持たせている。

ほぼ毎日弁当を作っている保護者の多くは、日々の弁当作りを負担と感じ、給食を実施してほしいと思っている。しかし、弁当作りが家族のコミュニケーションのツールとなっている家庭も多く、弁当にこうした「親子のふれあい」といった意義を見出していることが分かる。また、弁当を残した量により子どもの体調把握をするといった、家庭での健康管理においても意義のあるものと考えられる。

このような家庭弁当の意義は、中学校給食が実施された場合でも尊重されるべきであり、「弁当を持参する日」の導入なども検討し、配慮すべきと考える。

検討委員会の議論の中では、栄養バランスや豊富な食材という視点でみると、弁当には限界があることも論じられた。

検討委員会での参考資料「中学生における昼食の内容と食品嗜好及び食行動との関連性」においては、昼食の内容が「おにぎりや菓子パン、サンドイッチのみ」であったり、「弁当の副食が動物性のおかずのみ」であるなど、昼食の栄養バランスの悪い生徒が約4割いるという結果であった。そして、昼食の栄養バランスの悪い生徒は、そうでない生徒と比べ、健康に配慮した食行動をとっていなかったり、野菜類や魚類の嗜好性が低いといった傾向が見られた。

バランスの取れた弁当の例では、半分がご飯、残り半分の3分の1が肉類、3分の2が野菜類という内容であるが、実際にそのような弁当を持参している子どもは少数で、多数の子どもは偏った内容である。子どもの弁当のおかずは、「から揚げ、ウインナー、卵焼き等」が多く、野菜はトマトが少量入っている程度である。サラダを入れている生徒も多いが、生野菜では実際に摂れる野菜の量は少ない。

このように、家庭からの弁当は各家庭に内容が任されているため、家庭ごとの栄養バランスの差、子どもの好みに合わせることによる栄養バランスの偏りなど、すべての子どもたちにとって望ましい昼食であるかどうかは、考えなければならない課題であるとされた。

## ② 学校給食の意義と課題

### 〔学校給食の目標〕

学校給食法は、児童生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に対処するために昭和29年に制定されたが、当初から学校における教育の目的を実現するために学校給食の目標が規定されていた。しかし、目的や目標として規定されていた事項には、当時の食糧不足の状況を色濃く反映し、「食生活や栄養の改善」等も掲げられていた。

平成20年の法改正では、「食に関する適切な判断力の涵養」、「伝統的な食文化の理解」、「食を通じた生命・自然を尊重する態度の涵養」等、学校給食の目標を食育の観点から踏まえたものとされ、学校給食を活用し、食に関する指導を充実させることも目的とされた。

### 【参考】学校給食法（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

このように、学校給食法には「学校における食育の推進」が目的として掲げられているが、検討委員会では、「給食の目的に食育はあるが、食育の推進のために学校給食がなくてはならないという訳ではない。学校給食があってもなくても、食育はすべきである。」という意見が出された。

### 〔中学校における食育と学校給食〕

現在、公立中学校における教育活動は、学習指導要領に基づいた教育課程に従って実施されている。その中で「食」に関する内容は、「技術・家庭」において『食生活と自立』として、また、「保健体育」において『健康の保持増進のための食事』として取り上げられている。しかし、現在の中学校では各教科の授業時数の確保のため、「食育」のみについての時間を確保するのは難しく、実態は「家庭科」に委ねている状況である。

本来、食育については、家庭と学校で連携し、弁当であっても食育指導をしなければならないが、現実的には弁当により食育指導を行うのは困難である。中学校において給食を実施することになれば、教師は給食指導を行うことになり、については食育指導も充実するものと思われる。

ただし、給食が実施された場合でも、学校に食育指導をまかせてしまうのではなく、学校と家庭がそれぞれの役割の中で協力・連携して食育を推進することが大切である。

### 〔中学校給食の意義〕

昨年度実施したアンケート調査において、保護者からは中学校給食を望む回答が多く、給食を希望する理由としては「栄養バランスがよい」や「献立に変化がある」、「温かい食事が食べられる」、「家庭の弁当作りの負担が減る」等であったことは、5ページの2-(3)-①〔昼食の希望について〕で述べたとおりである。

保護者の負担軽減という意見には、保護者が子どものために一生懸命弁当を作っているという実態と、保護者の負担になっていると感じている子どもたちの姿があることが分かる。保護者の負担という現状は受け止めなければならないが、給食を実施する理由が、単に保護者の負担軽減のためというだけではなく、食の基本は家庭にあることなど、家庭の役割を啓発していく必要がある。

「温かい食事が食べられること」や「みんなと同じものを一緒に食べられること」は、給食の大きな利点であり、「栄養バランスに配慮された給食」も、成長期の子どもたちの健全な発育のために大きな利点がある。また、バラエティに富んだ献立や、季節感のあふれたメニューは、家庭で行うことが難しくなっている食文化の伝承などの食育にも寄与するものである。

### 〔中学校給食の課題〕

中学校給食を実施するにあたっては、「施設上の課題」や「運営上の課題」など、解決しなければならない多くの課題があることも事実である。

中学校給食の課題については、11ページからの3-(2)「中学校における給食実施上の課題」において詳しく考察することとするが、検討委員会では、給食の果たす役割と意義は大きいとしながらも、実施するとすれば、これら多くの課題に対し解決方法を探り、よりよい給食を目指す必要があるということが議論された。

## (2) 中学校における給食実施上の課題

### ① 中学校給食の実施方法

#### 〔調理方式〕

給食の調理方式には、「自校方式」、「センター（共同調理）方式」、「親子方式」、「デリバリー方式」の4種類があり、各調理方式の概要は、次のとおりである。

#### 【自校方式】

学校内に給食室（調理施設）を有し、調理した給食を当該学校の児童生徒に提供する方式。「温かいものは温かく、冷たいものは冷たく」といった適温提供の面では一番優れているが、学校内に給食室を設置する必要があり、建設費用等の初期投資及び人件費・維持管理等の運営経費でも、多額の経費が必要である。

#### 【親子調理方式】

給食室を有する小学校で調理した給食を、近隣の中学校へ配送する方式。

（調理施設のある小学校が「親」で、給食を受ける中学校が「子」）

小学校で調理した給食を、近隣の中学校に配送することから、適温提供の面においては自校調理方式に次いで優れているといえるが、小学校の給食室の増築工事や調理機器等の増設が必要になる場合がある。

#### 【センター（共同調理）方式】

複数校の給食を一括で調理できる大規模な給食調理施設（給食センター）で調理した給食を各校に配送する方式。自校調理方式・親子方式と比較して、調理従事者にかかる人件費の抑制が可能。一方で、給食センター建設のための用地確保が必要であるとともに、施設等の整備経費が必要である。市域の広い加古川市においては、配送時間の問題やリスク回避の面からも複数の給食センターが必要であると考えられる。また、配送時間が長くなれば、衛生上のリスクも高まるほか、副食が冷めてしまうなど適温提供ができない場合も考えられる。

#### 【デリバリー方式】

民間事業者の給食調理施設を活用し、民間事業者が調理した給食を各学校に配送する方式で、提供方法としては、「食缶方式」と「ランチボックス（弁当箱）方式」がある。

民間施設を活用するため、経費は他の調理方式と比較し最小限に抑制することができ、弁当箱で給食を提供した場合、食缶方式と比較し、配膳時間を短くすることができる。一方で、弁当箱で給食を提供する場合は、適温提供や汁物の提供には工夫が必要となる。また、民間事業者の現有する調理施設で、市内の全中学校をカバーできるほどの大量調理が可能であるのかも課題である。

### 〔調理方式に関する意見〕

検討委員会では、加古川市の現状の調理施設において「親子方式」による中学校給食の実施が可能であるかについても議論された。現有の小学校施設の調理能力について、さらに調査する必要があるが、市の北部では中学校の生徒数も比較的少ないため、可能性はあると考えられる。しかし、市の中・南部では、中学校の生徒数も多く、現有の小学校の給食室で中学校分を調理する余裕はなく、実施する場合は小学校の給食施設の大規模な増築が必要となる。

小学校の調理室を大規模に増築するのであれば、「自校方式」として中学校に調理室を建設するのもあまり変わらないのではないかとの意見もあったが、自校式では人件費（又は委託料）が必要となるため、経常経費が高騰することになる。

「センター方式」、「親子方式」、「デリバリー方式」では、校内に調理施設を建設する必要はないが、搬入口や配膳室、ダムウェーター（エレベーター）等の整備が必要となるなど、どの方式においても、施設の大規模改修は必要となる。

一方で、現在「センター方式」により中学校給食を実施している志方中学校では、ダムウェーターは設置されていないが生徒の給食運搬に問題はなく、学校規模にもよるが施設改修の規模は少なく済むのではないかとの意見もあった。また、給食センターと志方中学校では配送時間も比較的短いため、食缶で提供される副食は温かく、適温提供についても問題はない状況である。

中学校給食を導入する場合に、どの調理方式によるのかについては、それぞれの調理方式にかかる「経費（初期投資及び経常経費）」や「施設の状況」、「用地取得」等が選択の大きな基準となってくる。また、親子方式、センター方式の調理場は、建築基準法上「工場」扱いになり、建設が制限される場合がある。

しかし、「センター方式」、「親子方式」、「食缶でのデリバリー方式」の各調理方式においても、「自校方式」に準じた調理を行うので、生徒が食べる給食はどの方式でもほとんど変わらないものが提供されることになる。

このため、検討委員会では調理方式についての意見を述べるにとどめ、調理方式の選択については、さらに専門的に調査研究することを行政に委ねることとする。

## 〔提供方法〕

中学校給食を検討するにあたり、給食の提供方法についても議論した。提供方法には、「食缶方式」と「ランチボックス方式」がありそれぞれに特長がある。

「食缶方式」は、小学校の給食のように、おかずが「食缶」に入れられて搬入される方式で、温かいおかずについても適温で提供できるが、各教室において配膳する必要があるため、配膳に時間を要するというデメリットもある。

「ランチボックス方式」は、弁当屋さんの弁当のように『弁当箱』に入って搬入される方式で、教室での配膳が必要ないため、給食にかかる時間が短く済む。しかし、適温提供の面では、ご飯は温かいがおかずは冷たく、汁物の提供には、工夫が必要というデメリットがある。

検討委員会では、「保護者は、学校での給食といえば、食缶方式の給食を想像するため、ランチボックス方式には抵抗が多いと思われる。」という意見や、「ランチボックス方式では子どもの食べる量の差について対応できないので、残菜が増えると思われる。」との意見が出され、提供方法については「食缶方式」が望ましいという意見で一致した。

## 〔利用方法〕

中学校給食を導入した場合の利用方法について、小学校と同様に基本的には全員が給食を食べる「全員喫食」の方法とするか、希望者のみが給食を食べ希望者以外は弁当等を持参する「希望選択制」の方法とするかについて議論した。

「全員喫食制」では、全員が栄養バランスのとれた昼食を取ることができるが、施設、設備、運営面で相応の経費が必要となり、給食費の滞納の問題も発生する。

「希望選択制」では、給食が導入された場合でも家庭からの弁当を持たせたいという保護者の希望には添うことができ、給食費を前払制にすれば滞納の問題もなくなるため、導入する自治体が増えている。しかし、利用率の予測が困難であるため、現行の昼食サポート事業と同様に運営面での不安がある。また、「一部の利用であるため就学援助の対象にすべきかどうか」、「就学援助の対象にならなければ、昼食を食べられない生徒が発生する」、「希望選択制の場合は『デリバリー方式のランチボックス』となるため、残菜が増える」等が課題として挙げられる。

検討委員会では、「希望選択制については、そもそも全員が喫食しなくても『給食』といえるのか」、「導入自治体では、給食を『食育』としてではなく、『昼食』としか考えていないのではないか」という意見が出され、学校給食の趣旨から考えると、栄養バランスに配慮された同じ給食を全員が食べることが望ましく、基本的には「全員喫食」が望ましいとした。

## ② 中学校給食実施校への視察

中学校における給食実施の状況を検討委員会委員が実際に確認するために、最近、中学校給食を開始した「播磨町立播磨南中学校」と、加古川市内で唯一中学校給食を実施している「志方中学校」への視察を実施した。

(P 24 「中学校給食実施校視察記録」参照)

### 〔播磨町立播磨南中学校〕(平成 24 年 1 月 19 日 視察実施)

- ・平成 23 年 1 月より、「デリバリー（食缶）方式」で給食を開始
- ・献立は、小学校の給食をベースに決定
- ・中学校の給食の単価は 290 円（小学校：250 円）

給食の流れは、委託業者で作られた給食がトラックで中学校へ配送され、中学校の配膳室内で委託業者の配膳員が、給食・牛乳・食器等をクラス毎のカートに分配し、ダムウォーターで各階へ上げる。4 校時の終了時刻（12 時 35 分）に合わせて、配膳員が各クラスの教室前廊下にカートを設置し、給食時間になると、生徒が給食を教室内へ運んで配膳をする。

給食当番はあるが、生徒のエプロン等はバラバラで着用していない生徒もいた。配膳方法もクラスごとに異なり、食べ始める時間にも差があった。播磨町教育委員会の担当者によると、給食開始当初は配膳に時間がかかり、給食が時間内に終わらず 5 時間目に食い込むこともあったため、時間割の昼の時間を 10 分間延長し、今年度は 45 分間にしたとのこと。

### その他、播磨南中学校で聴取した内容

- ・中学校での給食を開始するにあたり、効率よく進めるために、教室前までの配膳など、学校側の要望を採用してもらった。
- ・担任は、給食指導のため自分の教室で食べ、担任以外は会議室で食べる。
- ・給食指導未経験の教諭が多く、開始前は教職員の反対意見が多くあった。
- ・給食指導のため、教員の空き時間が少なくなった。
- ・生徒の食べる量について、全体では残菜はあるが、中には足りない生徒もいるとのこと。パン等の持参は認めていないので、部活をしている生徒の中にはお腹が減る者もいると思われる。
- ・生徒指導上の問題もあり、学校が落ち着いていないと、給食実施が難しい。
- ・給食実施について、準備等は教育委員会ですることができても、学校（教職員）と家庭（保護者）の理解と協力が不可欠である。
- ・中学校の給食費徴収は教育委員会に対応（小学校は各学校対応）



### 〔加古川市立志方中学校〕（平成 24 年 1 月 24 日 視察実施）

- ・加古川市への合併前の昭和 48 年 2 月より、給食を実施している
- ・現在は、「センター方式（食缶）」で給食を実施
- ・献立は、小学校の給食と同じ
- ・中学校の給食の単価は 250 円（小学校：230 円）

給食の流れは、学校給食センターで作られた給食がトラックで中学校へ配送され、委託業者の配膳員が、給食を配膳室内の棚のクラスの所定の位置へ並べる。

給食時間になると、生徒が給食を配膳室に取りに来て教室へ運んで配膳をする。

給食当番が配食し、他の生徒は並んで給食を受け取り自席へ戻る。配膳時間は、通常は 10 分程度とのこと。

全員の準備ができれば「いただきます」の発声で喫食開始。開始後すぐに、はじめの量では足りない生徒が、追加分の副食を取りに来る。

### その他、志方中学校での給食の状況

- ・担任は、給食指導のため自分の教室で食べ、担任以外は会議室で食べる。
- ・配膳室では、担任以外の教職員が給食の運搬等について指導している。
- ・学年が上がるにつれ、効率がよくなり配膳時間も短くなる。
- ・配膳室への出入りは、一方通行にして生徒が交錯しないよう工夫している。
- ・4 時間目が体育や特別教室での授業の場合、教師は少し早く授業を終えるよう配慮し、給食当番の生徒はエプロンを持って行くなどの工夫をしている。

### 〔視察に参加した委員の感想及び意見交換〕

- ・志方中学校は播磨南中学校と比べ、非常に効率よく配膳している。
- ・志方中学校では、教職員の役割分担ができており、指導が行き届いている。
- ・播磨南中学校の状況は雑然としており、ある程度配られると勝手に食べ始めるなど、楽しく食べている印象がなかった。
- ・志方中学校では、準備から喫食、片づけまで、楽しそうな印象を受けた。
- ・各中学校での給食の状況は、小学校からの継続した給食指導の結果だと思う。
- ・給食開始に当たっては、現場の教職員とのコンセンサスが必要。
- ・志方中学校も、給食開始当初は、教職員が大声で給食指導をしていた。
- ・給食をうまく活用すれば生徒指導もできる。教師は不安があると思うが、意識を変える必要がある。
- ・志方中学校で給食を試食した感想として、昼食の量としては十分だと思われるが、通常量では足りない生徒もいると思われる。
- ・志方中では生徒も教師も、給食前後の時間をうまく活用している。

### ③ 中学校給食実施上の課題

食育基本法においては、子どもの健全な食生活の実現と健全な心身の成長のために「学校において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進すること」を求めている。給食の実施には、その新たな可能性を期待することができるが、「施設上の課題」や「運営上の課題」など、解決しなければならない多くの課題がある。

#### 〔施設上の課題〕

給食の実施にあたっては、給食の配膳等を円滑に行うために校舎の改修が必要となる。施設改修については、調理方式により内容も大きく変わってくる。

その中で、「自校方式」については、各学校に単独調理施設を新設するため、設置場所の確保の面でも難しく、初期投資や経常経費においても割高になるため、中学校で自校方式を目指すというのは現実的ではないという意見が多い。

「センター方式」、「親子方式」、「デリバリー方式」については、校内に調理施設を設置する必要はないが、配膳室の設置や、上層階に給食を運搬するダムウェーター（給食用エレベーター）の整備などが課題となる。

検討委員会では、「小学生は身体も小さく、階段で給食を運搬するのは大変だが、中学校ではダムウェーターの設置は不要ではないか。現在、志方中学校にはダムウェーターは設置されていないが、生徒は3階まで給食を運搬している。」という意見や、「昼食サポート事業開始の際に設置した配膳室を給食に活用できるのではないか」との意見も出された。

このように、学校施設の改修にあたっては、円滑な給食の実施はもちろんのこと、教育活動への影響、費用対効果なども考えた対応が求められる。

また、全中学校を一斉に改修することについては課題も多いため、環境が整った地域より、順次施設を改修する方法が望ましいと考える。

#### 〔学校運営上の課題〕

中学校において給食を実施すると、現在の弁当にはない「配膳」や「片付け」の時間が必要となるため、「昼休み」や他の「指導時間」が減少するなど、学校活動に影響を与える可能性があるとして挙げられている。

これについて、検討委員会では「給食の開始当初は配膳等に時間を要するかもしれないが、子どもは小学校で6年間給食を経験しているので、慣れるとスムーズに配膳できるようになり、時間も短縮できると考えられる。」という意見が出された。

実際に、志方中学校では配膳も短時間で行われており、生徒は給食後に遊ぶ時間もおり、教職員の指導時間減少などの影響も特には見られない。

これは、志方中学校では、生徒も教職員も給食に慣れていること、また、生徒と教職員がそれぞれ給食をスムーズに進めるために様々な工夫と配慮を行っている結果であり、中学校で給食を始める場合には良いモデルとして参考にすべきであると考える。

### 〔教職員の負担についての課題〕

給食を実施した場合に、配膳を含めた給食指導などについて、教職員の負担が増加することが挙げられる。このため、中学校給食実施に際し、教職員から反対意見が出された市町もあるようである。

これについては、志方中学校や近隣の中学校給食先進市町の状況からも、特に給食開始当初の1～2年間は、学校の負担感が大きいのは事実であると思われる。特に、現在給食を実施していない中学校の教職員は、「給食について知らない」ため、不安を感じているものと考えられる。

しかし、加古川市においては、従来より給食を実施している志方中学校があり、志方中学校で給食指導等を経験した教職員より、ノウハウを伝えてもらうことができるほか、「中学校区連携ユニット12」において、中学校の教職員が小学校で給食を食べる機会もあるなど、他市町と比較して給食に対する教職員の不安感は少ないのではないかとと思われる。

### 〔食事量の個人差についての課題〕

成長期にある中学生においては、体格の差や、運動部での活動状況等により、食事の量に大きく差がある。現状でも、食事量の少ない生徒は小さな弁当箱を持参し、朝夕に運動部の練習があり食事量の多い生徒は、弁当以外におにぎり等を持参することもある。

給食の場合は、摂取カロリーや栄養バランスが計算されたメニューとなっているため、食事量の多い生徒は給食だけでは不足し、食事量の少ない生徒では食べきれずに残菜が増えるということが挙げられる。

現在、志方中学校では、食事量の少ない生徒は給食の配膳時に申告して調整してもらい、足りない生徒は給食開始後に副食（おかず）を追加するという方法をとっており、特に問題はないとのことである。残菜も発生しているため、全体の昼食の量としては十分足りていると判断できる。

このようなことから、生徒の食事量の個人差については、配膳方法の工夫によりある程度の対応は可能であると思われる。

### 〔給食費の問題〕

昨今、給食費の未納が全国的な問題として取り上げられている。現在の加古川市では、給食費は100%に近い徴収率で、未納は特に問題となっていない。しかし、中学校給食を実施する際に、給食費の徴収事務は課題となる可能性がある。

学校給食法では、施設整備や人件費にあたる部分は公費負担、食材費については受益者負担としての給食費を徴収することになっている。

現在、小学校や志方中学校では、給食費は学校活動に必要な諸費用とともに各学校で徴収している。各学校において、きめ細やかに対応を行っていることで未納は少なくなっているが、反面、教職員の事務負担になっているのも現状である。

中学校給食を実施した場合の給食費の徴収については、教職員の負担ができるだけ少なくなるような配慮とともに、効果的な徴収方法について検討が必要である。

また、他市で実施しているプリペイド方式（前払い制）なども参考事例として挙げられたが、プリペイド方式については希望選択制の給食の場合には有効であるが、全員喫食の場合には滞納が発生する可能性は否めない。

なお、中学校給食が開始された場合の給食費の額については、志方中学校の給食費の額と同額にすべきと考える。（現在は、1食あたり250円）

### 〔その他〕

その他、検討委員会では、「困窮家庭」や「ネグレクト家庭」等、昼食を「食べたくても食べられない」子どもにとっての給食の重要性についても考える必要があるとされた。

給食が「全員喫食」で実施されると、給食費が就学援助の対象となるため、子どもが家庭の経済状況等に左右されずに、全員が同じように昼食をとることができることになる。給食の実施は、貧困や虐待から子どもを守るセーフティネットのひとつの役割を果たすことができるともいえる。

以上のように検討委員会では、給食を実施した場合の「学校活動への影響」や、「給食指導等に関する教職員の負担増」、「食事量の個人差」などの問題について議論した。

しかしながら、食の指導の重要性が指摘される現状において、給食は食の指導の実践の場であり、重要な教育活動の場でもある。

中学校給食が実施される場合には、このような給食の意義を十分に理解し、学校における給食指導に取り組んでいただくことを期待する。

## 4. 提 言

加古川市中学校給食検討委員会は、中学校における昼食について様々な角度から考察し、本市の中学校における望ましい昼食のあり方について検討してきた。

その検討の結果を踏まえ、次のことを提言する。

- (1) 成長期にある中学生の心身の健全な発達には、望ましい食習慣の形成と栄養バランスに配慮した食事を摂ることが必要であり、そのためには、中学校において「完全給食」を実施することを望む。
- (2) 中学校給食の調理方式については、さらに専門的に調査研究した後に方針を見出すことを行政に委ねることとする。
- (3) 中学校給食は、市内全中学校において一斉に開始することにこだわることなく、環境が整った地域から順次実施することを望む。
- (4) 中学校給食の内容は、現在、小学校において提供している給食と同様に、栄養及び衛生に配慮された給食とし、「ランチボックス（弁当箱）」よりも「食缶」により提供することを望む。
- (5) 中学校給食の実施にあたっては、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」や「学校生活を豊かにし、社交性及び協同の精神を養う」といった給食の意義を尊重し、選択制とはせず、「全員喫食」による実施を望む。
- (6) 中学校給食の実施にあたっては、学校給食法の趣旨を踏まえ、中学校における食育が推進されることを望む。また、食の基本は「家庭」であり、すべての食事を通して「食に関する正しい理解と適切な判断力を養っていくこと」の必要性を踏まえ、家庭における食育が推進されるよう啓発を望む。
- (7) 中学校給食を実施しても、保護者が子どもの健康を考えて作る弁当の持つ意義を否定するものではない。弁当が家庭における食育の一助となるよう、「弁当を持参する日」などが設定されるよう配慮を望む。
- (8) 中学校給食の実施にあたっては、教職員が学校給食の意義について理解を深め、指導に取り組まれることを望む。また、中学校給食の実施に関し、教職員の負担が過度に増加しないよう配慮を望む。

## 5. おわりに

加古川市中学校給食検討委員会は、昨年度までの中学校給食に関する調査・検討結果を踏まえて、平成23年11月から5回の会議を開催した。

検討委員会では、中学校における望ましい昼食のあり方について様々な角度から議論を行い、「中学校において給食を実施することが望ましい」との結果になった。

さらに、より望ましい給食を目指して検討を重ね、学校給食の趣旨から考えると、現在小学校等で実施している「食缶による提供」で、「全員が喫食する」という方法を採用すべき等の結果を加えて、8項目の提言としてまとめるに至った。

現在、加古川市においては、学校園施設の耐震化をはじめとして様々な教育課題を抱えているところであるが、将来、条件が整ったときには、早急に中学校給食が実施されることを望む。

なお、検討委員会は、上記の提言に加え、中学校給食の実施にあたって、次の配慮を併せて望むところである。

- 加古川市では、従来から志方中学校において給食を実施しており、給食を生徒指導のひとつとして活用するなど、学校活動においてもよい影響を与えている。

他の中学校において給食が実施されたときには、教職員には志方中学校を参考として給食指導に取り組んでいただき、給食を通じて生徒の中学校生活が更に充実するよう努められることを期待するものである。

- 家庭での朝食に始まる望ましい生活リズムの維持は、中学生にとって極めて大切である。朝昼晩の三食を通して生活リズムを維持し、1日分の栄養を満たすことで、初めて中学生の心身を健全に発達させることができる。

いかに栄養バランスのとれた給食を提供しても、それは1日の食事のうちの一食でしかない。中学校において給食が実施されても、食の基本が家庭にあることは変わるものではなく、家庭での食生活が今後更に充実することを望むものである。

- 食育は、「生きる上での基本」と位置付けられ、「食に関する正しい理解と適切な判断力」と「望ましい食習慣」を養うことを目指したものである。

さらに、食育基本法や学校給食法では、「生命や自然を尊重する精神」や「勤労を重んずる態度」を養うこと、「優れた伝統的な食文化」や「食料の生産・流通・消費」について理解を深めること等も食育の目標とされている。

今後も、中学生の食生活を充実させるために、学校給食や家庭での食事を通じて、また、学校教育や家庭生活のあらゆる機会を捉えて、「学校」と「家庭」、更には「地域」や「行政」が連携して、望ましい食育を実践することが望まれる。

〔 資 料 編 〕





## 資料 1

### 加古川市中学校給食検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 本市の中学校における昼食について、現状を検証するとともに、望ましいあり方を検討し、方向性を提言するため、加古川市中学校給食検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は下記のとおりとする。

- (1) 本市の中学校における望ましい昼食のあり方についての検討及び提言
- (2) 中学生の食の実態と課題についての検証
- (3) 生徒及び保護者等に対する意識調査についての検証
- (4) 中学校給食の実施方式及び施設整備についての調査
- (5) その他、委員会が必要と認める事項

#### (委員の構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 食育及び栄養学等に関し学識経験を有する者
- (2) 保護者の代表
- (3) 加古川市学校給食会の代表
- (4) 校長会の代表
- (5) 教育委員会事務局の職員

2 委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該事案の検討が終了するまでの期間とする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (委員会の運営)

第6条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、加古川市教育委員会教育総務部学務課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

## 資料 2

## 加古川市中学校給食検討委員会 委員名簿

平成 23 年 11 月

区 分	氏 名	備 考
食育及び栄養学等に 関し学識経験を 有する者	増 澤 康 男	兵庫教育大学 授業実践リーダーコース 教授
	矢 埜 みどり	兵庫大学 健康科学部 栄養マネジメント学科 教授
保護者の代表	清 水 玲 子	P T A連合会の代表 (別府中学校 P T A会長)
学校給食会の代表	松 本 裕 一	加古川市学校給食会 会長 (浜の宮小学校 P T A会長)
校長会の代表	富 谷 清 実	中学校校長会の代表 (氷丘中学校 校長)
	後 藤 強	給食実施中学校の校長 (志方中学校 校長)
教育委員会事務局の 職員	野 上 恒 夫	教育総務部長
	大 西 宏 之	教育指導部参事 (学校教育担当)

## 加古川市中学校給食検討委員会 開催経過

### 第1回 中学校給食検討委員会 【平成23年11月16日（水）開催】

- (1) 委員会設置の趣旨、検討内容について
- (2) 中学生をめぐる食の現状と課題について
  - ① 平成22年度の検討委員会での検討内容について
  - ② 平成22年度実施のアンケート調査の結果について

### 第2回 中学校給食検討委員会 【平成23年12月15日（木）開催】

- (1) 学校給食法について
- (2) 中学生の昼食の現状について
  - ① 兵庫県内での中学校給食実施状況
  - ② 市内中学校における「パン販売」、「昼食サポート事業」の状況
  - ③ 中学生における昼食の内容と食品嗜好及び食行動との関連性 外
- (3) 中学校で給食を実施した場合の課題について
  - ① 先進市町での中学校給食実施にあたっての課題

### 中学校給食視察 1（播磨南中学校） 【平成24年1月19日（木）実施】

### 中学校給食視察 2（志方中学校） 【平成24年1月24日（火）実施】

### 第3回 中学校給食検討委員会 【平成24年1月26日（木）開催】

- (1) 中学校給食の視察結果について
- (2) 志方中学校におけるアンケート調査の結果について
- (3) 給食の実施方式について（調理方式、提供方法、利用方式）
- (4) 中学校で給食を実施した場合の課題について
- (4) 給食実施校における「弁当の日」について

### 第4回 中学校給食検討委員会 【平成24年2月27日（月）開催】

- (1) 検討委員会の報告書の内容について
- (2) 提言の内容について

### 第5回 中学校給食検討委員会 【平成24年3月26日（月）開催】

- (1) 中学校給食検討委員会報告書（案）について

## 中学校給食実施校 視察記録（播磨南中学校）

日 時：平成24年1月19日 午前11時15分～午後1時40分

場 所：播磨町立 播磨南中学校

参加委員：矢埜委員・清水委員・松本委員

事務局：小田次長・諏訪課長・土師副課長・福井係長

対応者：播磨町教育委員会 教育総務グループ 草部リーダー  
播磨南中学校 福壽校長、木下教頭

### 1. 視察内容

播磨町、加古川市、それぞれ自己紹介の後、播磨町での中学校給食の概要について、資料に基づき草部氏より説明を受ける。

その後、給食到着から配膳、喫食までを実際に見学。

### 2. 見学内容

#### 【給食の到着 → 搬入 → 各教室へ配送】

11時30分に、委託業者である（株）グルメサービスのトラックが到着。  
トラック後部のリフトで、給食・食器の入ったコンテナ、パンを降ろして、1階の配膳室へ搬入。（牛乳は別途納入されており、配膳室内の牛乳保冷庫に保管）  
トラック、配膳室内は、衛生的に保たれている。

1階の配膳室内で、クラス毎のカート（台車）に、パン・牛乳・副食の食缶・食器等を載せる。

12時5分頃より、ダムウェーターでカートを各階の配膳室へ上げ、その後、4校時の終了時刻（12時35分）に合わせて各階の配膳室から、各クラスの教室前廊下までカートを移動。（給食カートの安全確保のため、配膳員は廊下で待機）

#### 【配膳 → 喫食】

4校時の終了後、生徒が自分の教室へ戻ってきてから配膳開始。  
各クラスの給食委員が、カートから給食を教室内の配膳台へ移し、配膳。  
エプロン、三角巾、マスク等の着用はまちまち。（していない生徒もいた）  
配膳方法もクラスごとに異なり、喫食開始時間にも差があったが、配膳時間は、概ね10～15分程度。（12時45分～50分頃には喫食開始。）

喫食後のカートは、生徒が各階の配膳室前まで返却。  
配膳員により1階へ下ろし、食缶・食器をコンテナに収めトラックに積載。  
トラックは、11時30分に到着後、14時30分まで配膳室前に駐車のまま。

### 3. 意見交換等

- ・ 献立は、小学校の給食をベースに決定している。（小学校は4校）
- ・ 給食の単価は、小学校：250円、中学校：290円
- ・ 中学校の食材発注は、教育委員会で行っている。
- ・ 小学校、中学校とも「学校給食会」の会計だが、小学校、中学校で分けている。
- ・ 中学校の給食費の徴収事務は、教育委員会で対応（中学校は助かっているが、教育委員会の事務は増えたとのこと。）〔小学校の徴収事務は各学校で対応〕
  
- ・ 業者の配膳員は、トラックの運転手も含めて6名（4名は直接中学校へ出勤）
- ・ 渡り廊下と校舎の段差がある。（ある程度はスロープ等で対応）
- ・ 箸は生徒が持参しているが、学校は教育委員会での対応希望。
  
- ・ 時間割の昼の時間は、昨年度は35分間だったが、今年度は45分間に延長。
- ・ 中学校での給食は、いかに効率よく進めるかが課題。
- ・ 教室前までの配膳など、教育委員会には学校側の要望を採用してもらった。
- ・ 担任は、給食指導があるため自分のクラスで食べる。  
他の教諭は、会議室に集まって食べる。（配膳は用務員）
- ・ 給食指導未経験の教諭が多く、開始前は教職員の反対意見多くあった。  
（現在でも意見のある教職員もいるのではないか。）
- ・ 給食指導のため、教員の空き時間が少なくなった。
  
- ・ 生徒の食べる量について、全体では残菜はあるが、中には足りない生徒もいるかもしれないとのこと。自己申告で最初から調整したり、最初は8割程度入れて、あとは「おかわり」するなどの工夫をしている。
- ・ パン等の副食の持参は認めていないので、部活をしている生徒の中にはお腹がすく者もいると思われる。
- ・ 保護者の中には「弁当を持たせたい」と思っている親もいる。
- ・ 学校としては、「生徒全員が同じものを食べられる」というのは良いことだと思っている。
  
- ・ 学校が落ち着いていないと、給食は実施が難しい。（生徒指導上の問題もある）
- ・ 給食は一度始めると止められないので、十分に検討が必要。
- ・ 給食実施について、準備等は教育委員会することができても、学校（教職員）と家庭（保護者）の理解と協力が不可欠である。

## 中学校給食実施校 視察記録（志方中学校）

日 時：平成 24 年 1 月 24 日 午前 11 時 15 分 ～ 午後 1 時 30 分

場 所：加古川市立 志方中学校

参加委員：清水委員・松本委員・野上委員・（後藤委員）

事務局：諏訪課長・土師副課長・福井係長

対応者：志方中学校 後藤校長

### 1. 視察内容

志方中学校での給食の概要について、後藤校長より説明を受ける。

その後、給食到着から配膳、喫食、食器の返却までを実際に見学。

（当日は 2 年生が野外活動、3 年生が個別懇談のため、1 年生のみ給食実施。）

また、校長の検食時に、参加委員で当日の給食を試食した。

### 2. 見学内容

#### 【給食の到着 → 搬入】

11 時 45 分に、学校給食センターのトラックが到着。

トラック後部より、配膳室のプラットホームへ給食・食器の入ったコンテナを降ろして、1 階の配膳室へ搬入。（1 学年でコンテナ 1 台）

（パン、牛乳は別途納入されている。牛乳は、配膳室内の牛乳保冷庫に保管。）

学校の配膳員は 1 名。配達トラックには 2 名。（どちらも、給食センターの調理業務を受託している業者の従業員）

配膳員が、配膳室内の棚のクラス所定の位置に、パンと副食の食缶を並べる。

#### 【給食の運搬】

4 校時の終了後（12:30）各クラスの給食当番が、配膳室へ給食を取りに来る。

給食当番が配膳員にクラス名を伝え、副食の食缶をコンテナから受け取る。

配膳室で、教職員が給食の運搬について指導を行っている。

給食当番は、給食着（エプロン、帽子、マスク）を着用している。

配膳室には出入口が 2 箇所。左のドアから入り給食を受け取り、右のドアから退出するように決めており、生徒が交錯しないようにしている。

### 【 配膳 → 喫食 】

給食を教室内の配膳台に置き配膳。給食当番が配食し、他の生徒は並んで給食を受け取り自席へ戻る。配膳時間は、概ね 10～15 分程度。

（当日のメニューが「うどん」だったので配膳に 15 分程度かかったが、通常は 10 分程度とのこと。）

全員の準備ができたなら「いただきます」の発声で喫食開始。

開始後すぐに、はじめの量では足りない生徒が、追加分の副食を入れるため配膳台のところへ来る。また、パンを半分に割り、パン箱へ戻す女子生徒もいた。

（はじめに配食されたものを食べてから「おかわり」を入れるのではなく、最初に追加分を入れるシステムになっている様子。）

### 【 喫食終了 → 返却 】

食べ終わった生徒から、食器を食器カゴへ返却し、牛乳パックを洗浄。

13:00 に「給食終了」のチャイムが鳴る。

喫食後の食器カゴ、食缶は、生徒が配膳室まで返却してきて、配膳員とともにコンテナに収納。

返却時にも配膳室で教職員が指導を行っている。

配膳室へは、右のドアから入り食器等を返却し、左のドアから退出する。

（給食の受取時とは逆にしている。）

当番の生徒が、配膳室に待機しており、食器カゴからトングとおたまを回収し、容器へ収納しチェックをしていた。

## 3. 意見交換等

- ・ 播磨南中学校と比べ、非常に効率よく配膳している。

（播磨南中学校では、教室前まで給食が運ばれてきているが、志方中より配膳に時間がかかっているクラスも見られた。）

- ・ 教職員の指導が行き届いている。役割分担もできている。
- ・ 学年が上がるにつれ、効率がよくなり配膳時間も短くなる。
- ・ 箸、スプーン等は生徒が持参している。（忘れた時は割り箸を使用。）
- ・ 担任は、給食指導があるため自分のクラスで給食を食べる。  
他の教諭は、会議室に集まって食べる。（配膳は用務員）
- ・ 給食を試食した感想として、食事の量としては十分だと思われるが、通常の量では足りない生徒もいるかもしれない。

## 中学生の昼食等に関するアンケート調査結果

## 【給食未実施11中学校と 志方中学校の比較】

- ・「全市」は、給食未実施の11中学校でにおいて、平成22年9月に実施したアンケートの結果
- ・「志方中」は、平成22年度の全市のアンケートを基に、平成24年1月に実施した結果
- ・「全市」と「志方中」それぞれのアンケート調査の結果を 回答の比率で比較した。  
網掛けの欄は、全市と志方中の回答結果に、10%以上差のある項目。

## 1- (1) 日ごろの食生活について（朝食）

設問	質問	回答	全市			志方中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問1	1週間に何日ぐらい朝食を食べていますか。	1. 毎日	80.8%	88.2%	-	81.6%	94.0%	-
		2. 週に6日	5.9%	2.8%	-	6.7%	0.0%	-
		3. 週に4~5日	6.5%	3.7%	-	5.7%	3.4%	-
		4. 週に2~3日	3.6%	3.0%	-	4.0%	0.9%	-
		5. 週に1日	1.1%	0.7%	-	0.3%	0.9%	-
		6. 食べない	2.1%	1.6%	-	1.7%	0.9%	-
設問2	朝食を毎日食べない理由は何ですか。 (設問1で「2~6」を選んだ方が対象)	1. 食欲がないから	50.5%	42.3%	-	47.3%	28.6%	-
		2. 食べる時間がないから	35.8%	41.5%	-	34.5%	57.1%	-
		3. 朝食が用意されていないから	4.9%	0.7%	-	7.3%	0.0%	-
		4. 太りたくないから	0.4%	2.5%	-	0.0%	0.0%	-
		5. その他( )	8.5%	13.0%	-	10.9%	14.3%	-
設問3	朝食を食べるときは、主食(パンやごはん)と副食(おかず)をバランスよく食べていますか。 (設問1で「1~5」を選んだ方が対象)	1. いつもそうしている	37.2%	34.0%	-	37.1%	33.6%	-
		2. 時々そうしている	28.6%	36.5%	-	31.6%	38.8%	-
		3. ほとんどそうしていない	21.2%	24.3%	-	20.1%	21.6%	-
		4. いつもそうしていない	13.0%	5.2%	-	11.2%	6.0%	-
設問4	朝食は、主にどのようなものを食べますか。 (設問3で「2~4」を選んだ方が対象)	1. 主食(パンやごはん)のみ	90.3%	89.6%	-	89.6%	87.0%	-
		2. 副食(おかず)のみ	4.3%	1.4%	-	4.7%	5.2%	-
		3. 菓子類のみ	1.0%	0.2%	-	1.0%	0.0%	-
		4. その他( )	4.4%	8.8%	-	4.7%	7.8%	-

## 1- (2) 日ごろの食生活について（昼食）

設問5	1週間に何日ぐらい昼食を食べていますか。	1. 毎日	93.4%	96.4%	-	96.9%	96.6%	-
		2. 週に6日	3.4%	1.0%	-	2.4%	0.9%	-
		3. 週に4~5日	2.3%	1.3%	-	0.3%	1.7%	-
		4. 週に2~3日	0.6%	1.0%	-	0.3%	0.0%	-
		5. 週に1日	0.2%	0.1%	-	0.0%	0.0%	-
		6. 食べない	0.1%	0.2%	-	0.0%	0.9%	-
設問6	昼食を毎日食べない理由は何ですか。 (設問5で「2~6」を選んだ方が対象)	1. 食欲がないから	52.4%	43.0%	-	66.7%	33.3%	-
		2. 食べる時間がないから	26.7%	33.7%	-	0.0%	33.3%	-
		3. 昼食が用意されていないから	10.5%	5.8%	-	0.0%	0.0%	-
		4. 太りたくないから	2.6%	4.7%	-	22.2%	0.0%	-
		5. その他( )	7.8%	12.8%	-	11.1%	33.3%	-



設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問7	昼食を食べるときは、主食(パンやごはん)と副食(おかず)をバランスよく食べていますか。 (設問5で「1～5」を選んだ方が対象)	1. いつもそうしている	62.0%	62.5%	－	71.0%	65.2%	－
		2. 時々そうしている	28.2%	30.6%	－	22.9%	28.7%	－
		3. ほとんどそうしていない	6.9%	5.5%	－	4.7%	5.2%	－
		4. いつもそうしていない	2.9%	1.4%	－	1.3%	0.9%	－
設問8	日ごろの昼食(家にいるとき)は、どのような昼食が多いですか。 (設問5で「1～5」を選んだ方が対象。1つ選択)	1. 家庭で調理した手作りの食事	61.8%	61.2%	－	67.9%	67.5%	－
		2. 冷凍・レトルト・インスタント食品を利用した食事	28.7%	27.3%	－	25.3%	28.2%	－
		3. 市販の弁当やお惣菜を利用した食事	6.6%	7.8%	－	5.1%	4.3%	－
		4. 外食	1.4%	1.2%	－	0.3%	0.0%	－
		5. パン	1.5%	2.5%	－	1.4%	0.0%	－

### 1－(3) 日ごろの食生活について(夕食)

設問9	1週間に何日ぐらい夕食を食べていますか。	1. 毎日	97.7%	98.5%	－	97.6%	99.1%	－
		2. 週に6日	1.5%	0.4%	－	1.0%	0.0%	－
		3. 週に4～5日	0.5%	0.7%	－	0.7%	0.0%	－
		4. 週に2～3日	0.1%	0.2%	－	0.3%	0.0%	－
		5. 週に1日	0.1%	0.1%	－	0.0%	0.0%	－
		6. 食べない	0.1%	0.1%	－	0.3%	0.9%	－
設問10	夕食を毎日食べない理由は何ですか。 (設問9で「2～6」を選んだ方が対象)	1. 食欲がないから	57.5%	35.5%	－	71.4%	0.0%	－
		2. 食べる時間がないから	24.7%	32.3%	－	14.3%	0.0%	－
		3. 朝食が用意されていないから	6.8%	9.7%	－	0.0%	0.0%	－
		4. 太りたくないから	5.5%	6.4%	－	14.3%	0.0%	－
		5. その他( )	5.5%	16.1%	－	0.0%	100.0%	－
設問11	夕食を食べるときは、主食(パンやごはん)と副食(おかず)をバランスよく食べていますか。 (設問9で「1～5」を選んだ方が対象)	1. いつもそうしている	85.1%	90.2%	－	84.3%	88.8%	－
		2. 時々そうしている	11.3%	8.1%	－	12.4%	7.8%	－
		3. ほとんどそうしていない	2.4%	1.0%	－	2.3%	3.4%	－
		4. いつもそうしていない	1.2%	0.7%	－	1.0%	0.0%	－
設問12	夕食は、どのような夕食が多いですか。 (設問9で「1～5」を選んだ方が対象。1つ選択)	1. 家庭で調理した手作りの食事	95.6%	97.8%	－	97.3%	99.1%	－
		2. 冷凍・レトルト・インスタント食品を利用した食事	1.3%	0.6%	－	0.7%	0.0%	－
		3. 市販の弁当やお惣菜を利用した食事	1.8%	1.2%	－	0.7%	0.0%	－
		4. 外食	1.2%	0.4%	－	1.0%	0.9%	－
		5. パン	0.1%	0.0%	－	0.3%	0.0%	－

## 2 日ごろの食習慣について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問13 (1)	食事を味わうことや会話しながら食べるなど、食事を楽しむようにしている。	1. いつもそうしている	52.6%	66.4%	-	60.0%	61.5%	-
		2. 時々そうしている	31.2%	28.1%	-	30.0%	28.2%	-
		3. あまりしない	11.5%	5.2%	-	9.0%	9.4%	-
		4. しない	4.7%	0.3%	-	1.0%	0.9%	-
(2)	食事の最初と最後に「いただきます」「ごちそうさま」を言っている。	1. いつも言っている	64.4%	66.2%	-	62.9%	59.8%	-
		2. 時々言っている	21.7%	22.7%	-	23.4%	19.7%	-
		3. あまり言わない	7.9%	8.6%	-	10.0%	14.5%	-
		4. 言わない	6.0%	2.5%	-	3.7%	6.0%	-
(3)	ゆっくりよくかんで食べるように、心がけている。	1. いつもそうしている	26.8%	43.6%	-	26.8%	34.2%	-
		2. 時々そうしている	43.4%	38.6%	-	49.5%	45.3%	-
		3. あまりしない	24.6%	16.9%	-	21.1%	18.8%	-
		4. しない	5.2%	0.9%	-	2.7%	1.7%	-
(4)	食事のときは、テレビや本、新聞を見ながら食べている。	1. いつもそうしている	56.1%	50.6%	-	46.8%	53.0%	-
		2. 時々そうしている	23.0%	30.2%	-	27.6%	23.9%	-
		3. あまりしない	9.1%	9.1%	-	9.4%	10.3%	-
		4. しない	11.8%	10.1%	-	16.2%	12.8%	-
(5)	野菜をよく食べている。	1. いつも食べている	45.5%	63.2%	-	53.8%	69.2%	-
		2. 時々食べている	40.3%	29.7%	-	36.1%	24.8%	-
		3. あまり食べない	12.1%	6.5%	-	9.4%	5.1%	-
		4. 食べない	2.1%	0.6%	-	0.7%	0.9%	-
(6)	お菓子を食べて食事をしない。	1. いつも食事をしない	25.4%	6.0%	-	21.9%	7.7%	-
		2. 時々食事をしない	7.0%	3.5%	-	7.4%	4.3%	-
		3. 食事をしないことはあまりない	9.5%	11.1%	-	11.8%	11.1%	-
		4. 食事はいつもしている	58.1%	79.4%	-	58.9%	76.9%	-
(7)	好きなものだけを食べている。	1. いつもそうしている	5.8%	3.8%	-	7.0%	6.0%	-
		2. 時々そうしている	28.3%	22.7%	-	27.2%	23.9%	-
		3. あまりしない	33.5%	35.6%	-	37.2%	33.3%	-
		4. しない	32.4%	37.9%	-	28.5%	36.8%	-
(8)	出されたものは、残さず食べている。	1. いつも残さず食べている	49.4%	60.9%	-	53.6%	63.8%	-
		2. 時々残すことがある	47.8%	38.0%	-	43.7%	36.2%	-
		3. いつも食事を残す	2.8%	1.1%	-	2.7%	0.0%	-
(9)	好き嫌いをなくすように心がけている。	1. いつもそうしている	42.6%	64.6%	-	47.7%	61.5%	-
		2. 時々そうしている	31.6%	27.3%	-	34.9%	23.1%	-
		3. あまりしない	17.8%	6.8%	-	13.1%	10.3%	-
		4. しない	8.0%	1.3%	-	4.4%	5.1%	-
(10)	朝食・昼食・夕食の3食をきちんと食べるように心がけている。	1. いつもそうしている	79.3%	83.5%	-	84.6%	92.3%	-
		2. 時々そうしている	13.3%	13.3%	-	9.4%	5.1%	-
		3. あまりしない	5.5%	2.2%	-	5.0%	0.9%	-
		4. しない	1.9%	1.0%	-	1.0%	1.7%	-

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問13 (11)	「フライ」「から揚げ」などの油を使った食品をよく食べている。	1. いつも食べている	9.2%	9.4%	-	9.7%	6.8%	-
		2. 時々食べている	68.1%	77.4%	-	70.9%	79.5%	-
		3. あまり食べない	21.3%	12.7%	-	17.7%	13.7%	-
		4. 食べない	1.4%	0.5%	-	1.7%	0.0%	-
(12)	ジュースなどの清涼飲料水をよく飲んでいる。	1. いつも飲んでいる	36.9%	18.9%	-	25.7%	14.5%	-
		2. 時々飲んでいる	43.7%	44.5%	-	50.0%	40.2%	-
		3. あまり飲まない	16.2%	28.7%	-	19.7%	34.2%	-
		4. 飲まない	3.2%	7.9%	-	4.7%	11.1%	-

### 3 生徒の中学校での昼食について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問15	学校での昼食で食べたい、食べさせたいと思うのはどれですか。	1. 家庭で作った弁当	56.7%	24.7%	73.8%	19.5%	2.6%	33.3%
		2. 給食	28.7%	74.2%	25.5%	77.8%	97.4%	66.7%
		3. 学校で売っている弁当	1.1%	0.4%	0.7%	-	-	0.0%
		4. 学校で売っている「パン類」	11.3%	0.4%	0.0%	-	-	0.0%
		5. その他( )	2.2%	0.3%	0.0%	2.7%	0	0.0%
設問16	設問15で、「1. 家庭で作った弁当」を選んだ方にお尋ねします。 選んだ理由は何ですか。(複数回答可)	1. 子どもの好みの味付けやおかずを入れられるから	-	17.8%	5.4%	23.7%	66.7%	6.7%
		2. 体調等に合わせて、ごはんやおかずの量を調整できるから	-	32.6%	25.8%	39.8%	0.0%	26.7%
		3. 自分が作る弁当が最も安心だから	-	14.9%	14.5%	24.7%	33.3%	13.3%
		4. 家庭のぬくもりを伝えることができるから	-	24.4%	44.8%	5.4%	0.0%	53.3%
		5. 偏食しないようにしたいから	-	7.8%	7.7%	5.4%	0.0%	0.0%
		6. その他( )	-	2.5%	1.8%	1.1%	0.0%	0.0%
(2)	設問15で「2. 給食」を選んだ方にお尋ねします。 選んだ理由は何ですか。(複数回答可)	1. 他の生徒と同じものを食べられるから	-	3.8%	8.8%	5.4%	5.8%	13.6%
		2. 栄養バランスがよいから	-	26.4%	37.5%	29.1%	26.8%	34.1%
		3. 献立に変化があり、いろいろなものを食べられるから	-	22.4%	11.2%	21.4%	19.5%	15.9%
		4. 好き嫌いがなくなるから	-	8.5%	6.2%	5.4%	11.5%	6.8%
		5. 温かい食事が食べられるから	-	20.4%	11.2%	20.1%	18.5%	18.2%
		6. 家庭の弁当作りの負担が減るから	-	17.5%	23.8%	17.9%	17.3%	9.1%
		7. その他( )	-	1.0%	1.3%	0.7%	0.8%	2.3%

※ 設問14は、「家庭弁当持参の状況」に関する内容であるため、志方中では質問していない

※ 設問17、18は、「中学校昼食サポート事業」に関する内容であるため、志方中では質問していない

## 5 家庭からの弁当について

### (1) 家庭からの弁当持参の良いと思われる点について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問19 (1)	家庭で作った弁当は、子どもの好みや体調に合わせて、おかずの内容や分量が調整できる。	1. そう思う	81.2%	84.7%	85.4%	71.1%	49.6%	82.6%
		2. 思わない	6.3%	10.2%	9.0%	17.4%	38.1%	13.0%
		3. わからない	12.5%	5.1%	5.6%	11.4%	12.4%	4.3%
(2)	家庭で作った弁当は、アレルギーへの対応などがきめ細やかにできる。	1. そう思う	77.0%	83.3%	94.5%	74.4%	69.9%	100.0%
		2. 思わない	6.1%	6.8%	1.4%	11.4%	16.8%	0.0%
		3. わからない	16.9%	9.9%	4.1%	14.1%	13.3%	0.0%
(3)	家庭で作った弁当は、子どもが家庭のぬくもりを感じることができる。	1. そう思う	65.2%	74.0%	92.4%	61.1%	46.9%	82.6%
		2. 思わない	10.4%	10.3%	2.1%	17.9%	28.3%	4.3%
		3. わからない	24.4%	15.7%	5.5%	20.9%	24.8%	13.0%
(4)	家庭で作った弁当は、学校での昼食に必要な時間が短くて済むことから、時間が有効に使える。	1. そう思う	54.7%	37.6%	57.6%	43.6%	15.0%	73.9%
		2. 思わない	17.4%	29.6%	28.5%	35.8%	56.6%	8.7%
		3. わからない	27.9%	32.8%	13.9%	20.6%	28.3%	17.4%
(5)	家庭で作った弁当は、持ち帰った弁当の食べ残しなどで、子どもの体調を把握できる。	1. そう思う	-	69.8%	79.3%	-	45.1%	69.6%
		2. 思わない	-	20.3%	6.9%	-	38.1%	13.0%
		3. わからない	-	9.9%	13.8%	-	16.8%	17.4%
(6)	家庭で作った弁当は、栄養バランスを各家庭ごとに子どもに適した内容にできる。	1. そう思う	70.9%	47.0%	63.9%	43.9%	18.6%	43.5%
		2. 思わない	7.4%	36.6%	19.4%	29.7%	59.3%	47.8%
		3. わからない	21.7%	16.4%	16.7%	26.4%	22.1%	8.7%

### (2) 家庭からの弁当持参の課題と思われる点について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問20 (1)	日々の弁当作りは、大変な作業である。	1. そう思う	86.8%	84.4%	89.6%	87.2%	93.8%	91.3%
		2. 思わない	3.4%	12.8%	6.9%	5.4%	6.2%	4.3%
		3. わからない	9.8%	2.8%	3.5%	7.4%	0.0%	4.3%
(2)	家庭で作った弁当は、弁当の内容が様々であることから、他の生徒の弁当と比較されることがある。	1. そう思う	18.0%	40.9%	46.5%	30.6%	61.9%	73.9%
		2. 思わない	56.9%	35.5%	36.1%	56.9%	24.8%	17.4%
		3. わからない	25.1%	23.6%	17.4%	12.5%	13.3%	8.7%
(3)	突然の体調不良などで、弁当が作れないとき、昼食に困る。	1. そう思う	-	79.7%	74.8%	-	92.0%	82.6%
		2. 思わない	-	15.5%	21.0%	-	6.2%	13.0%
		3. わからない	-	4.8%	4.2%	-	1.8%	4.3%
(4)	家庭で作った弁当は、夏場は傷みや早く、冬は冷たいなど、品質などの管理が大変である。	1. そう思う	57.3%	92.1%	62.5%	76.4%	95.6%	91.3%
		2. 思わない	25.2%	6.4%	31.9%	12.8%	4.4%	4.3%
		3. わからない	17.5%	1.5%	5.6%	10.8%	0.0%	4.3%
(5)	家庭で作った弁当は、メニューに偏りが出るなど、栄養バランスのとれた弁当作りが大変である。	1. そう思う	-	86.5%	61.1%	-	92.0%	60.9%
		2. 思わない	-	9.6%	23.6%	-	7.1%	17.4%
		3. わからない	-	3.9%	15.3%	-	0.9%	21.7%

## 6 学校給食について

### (1) 学校給食を実施した場合の良いと思われる点について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問21 (1)	給食当番など、共同作業をすることで、協調性などを養うことができる。	1. そう思う	48.9%	77.6%	70.4%	60.1%	92.1%	66.7%
		2. 思わない	22.8%	8.7%	14.8%	20.1%	1.8%	16.7%
		3. わからない	28.3%	13.7%	14.8%	19.8%	6.1%	16.7%
(2)	好き嫌いを直すきっかけになる。	1. そう思う	51.2%	79.4%	51.9%	56.4%	88.6%	58.3%
		2. 思わない	30.7%	12.3%	34.1%	26.8%	5.3%	33.3%
		3. わからない	18.1%	8.3%	14.0%	16.8%	6.1%	8.3%
(3)	みんなと同じものを食べるにより、会話がはずんだりすることで、仲間作りに役立つ。	1. そう思う	53.4%	69.2%	57.0%	70.5%	86.8%	70.8%
		2. 思わない	24.5%	12.6%	22.7%	16.1%	2.6%	20.8%
		3. わからない	22.1%	18.2%	20.3%	13.4%	10.5%	8.3%
(4)	食材・調理の衛生管理がよいなど、安全・安心な昼食をとることができる。	1. そう思う	71.3%	83.9%	69.8%	88.6%	94.7%	87.5%
		2. 思わない	11.0%	4.6%	10.8%	6.0%	0.9%	4.2%
		3. わからない	17.7%	11.5%	19.4%	5.4%	4.4%	8.3%
(5)	毎日の献立が変化に富み、いろいろなものをバランスよく食べることができる。	1. そう思う	78.8%	97.1%	88.4%	89.6%	98.2%	91.7%
		2. 思わない	7.7%	1.3%	3.9%	5.1%	0.9%	4.2%
		3. わからない	13.5%	1.6%	7.7%	5.4%	0.9%	4.2%

### (2) 中学校で給食を実施した場合の課題と思われる点について

設問	質問	回答	全 市			志 方 中		
			生徒	保護者	教職員	生徒	保護者	教職員
設問22 (1)	中学生になると食べ物の好みなどから、食べ残しが多く出ることがある。	1. そう思う	45.2%	24.2%	49.6%	36.1%	16.7%	62.5%
		2. 思わない	31.2%	50.1%	34.9%	46.3%	55.3%	37.5%
		3. わからない	23.6%	25.7%	15.5%	17.6%	28.1%	0.0%
(2)	給食の準備や後片付けの時間が必要になるため、学校での他の活動時間に影響が出ると思われる。	1. そう思う	53.6%	21.4%	61.3%	35.8%	7.0%	58.3%
		2. 思わない	25.1%	53.8%	27.1%	54.1%	69.3%	37.5%
		3. わからない	21.3%	24.8%	11.6%	10.1%	23.7%	4.2%
(3)	子どもの適量に合わせた食事ができない。	1. そう思う	46.3%	21.3%	30.7%	31.6%	7.0%	20.8%
		2. 思わない	33.6%	60.9%	53.5%	58.2%	64.9%	75.0%
		3. わからない	20.1%	17.8%	15.8%	10.2%	28.1%	4.2%
(4)	「食べ物の好き嫌い」や「食べるのが遅い」ということを子どもが負担に感じることがある。	1. そう思う	47.9%	25.8%	43.4%	35.8%	16.7%	37.5%
		2. 思わない	30.2%	49.0%	37.2%	48.0%	52.6%	25.0%
		3. わからない	21.9%	25.2%	19.4%	16.2%	30.7%	37.5%
(5)	中学校給食に多額の税金を使うのであれば、他のことに使うべきである。	1. そう思う	-	13.3%	34.9%	-	5.3%	20.8%
		2. 思わない	-	65.9%	36.4%	-	78.9%	45.8%
		3. わからない	-	20.8%	28.7%	-	15.8%	33.3%
(6)	生徒が給食当番をまじめにやらないことがある。	1. そう思う	58.2%	-	-	31.6%	-	-
		2. 思わない	17.5%	-	-	58.2%	-	-
		3. わからない	24.3%	-	-	10.2%	-	-

## 食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と

豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)



第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民

間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)